平成２９年（フ）第８号
北海道空知郡奈井江町字奈井江21番地52
債務者　太田　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第９号
北海道空知郡上砂川町字上砂川１番地２（朝駒１条２丁目２番２―12号）
債務者　森　　優
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
北海道室蘭市八丁平４丁目45番30号
債務者　佐藤　佑輔
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第２地割160番地22
債務者　佐々木正幸
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３７号
愛知県稲沢市祖父江町本甲宮東50番地　野村グリーンヴィレッジＤ―215
債務者　江場　勝巳
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４号
岡山県津山市高野山西438―２　レオパレス高野105号、住民票上の住所岡山県美作市湯郷591番地14
債務者　梶並　伸吾
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１８号
長崎県大村市上諏訪町1401番地５、旧住所長崎県大村市赤佐古町450番地16
債務者　海邉　雄二
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目10番４―102号、従前の住所宮城県多賀城市鶴ケ谷１丁目６番20―４号
債務者　堀内　吉明
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
仙台市太白区西多賀３丁目２番６号　エクスプレス101
債務者　備前　涼子（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
仙台市泉区南光台３丁目２番12号　本間ハイツ205、従前の住所仙台市泉区将監５丁目１番17―41号
債務者　志賀　かの
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
仙台市宮城野区福室２丁目３番75号
債務者　石川　　蘭
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目19番19―401号　東横マンションＡ棟
債務者　生熊　紀子（旧姓荒蒔）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号
茨城県笠間市鴻巣564番地３　ベルハウスＢ―203
債務者　大坪　浩之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
千葉県木更津市江川830番地
債務者　江尻　浩之
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２号
石川県白山市道法寺町へ１番地20、従前の住所金沢市額新保２丁目99番地１
債務者　藤井　利充
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
石川県白山市道法寺町へ１番地20、従前の住所金沢市額新保２丁目99番地１
債務者　藤井由紀美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所民事部